

4. 退職給付金の給付額と退職所得所得の支払金額について

- ・ 本会の退職共済制度による「退職給付金」（本人の掛け金は除く）は、各事業所の「退職金」として「退職所得」扱いとなります。
- ・ 退職給付金の支給が決定すると、退会者に対して本会から「退職給付金裁定・支払通知書」と「退職所得の源泉徴収票特別徴収票」が送付されます。
- ・ 「退職給付金裁定・支払通知書」には、実際に支給される**支給総額<a>**が表示され、「退職所得の源泉徴収票特別徴収票」には、本人掛金分を除いた額が「**支払金額**」として表示されます。

これらのことを図に示すと次のようになります。

「退職給付金裁定・支払通知書」		
退職給付金の給付額(支給総額)<a>		
本人掛金累計額	事業主掛金累計額	運用益
(非課税)	←「退職所得の源泉徴収票特別徴収票」 支払金額 → (課税対象額)	

※源泉徴収票に記載の「支払金額は、「退職給付金裁定・支払通知書」の退職給付金の給付額 (支給総額) <a>に含まれるもので、別に支給されるものではありません。

※源泉徴収票に記載の「支払金額」は、課税対象額であり、納税額ではありません。

退職給付金（脱会一時金）裁定・支払通知書【一時金】

(様式第7号)

<例示>

作成日 令和4年5月 日

1 頁

今般給付指図のありました会員について、給付金算出明細、および、一時金支払明細を下記のとおりご案内申し上げます。

〒461-0011
名古屋市〇〇区〇〇一丁目〇番地

愛知福祉ホーム 御中

一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会 理事長

会員番号 100087 会員氏名 愛知 太郎
給付種類 退職一時金

生年月日 昭和40年 1月 1日

(給付金算出明細)

入会年月日	退会年月日	掛金開始年月	最終掛金年月	加入期間	休職期間	実加入期間	退会月以前12ヵ月の標準給与月額合計	月数
平成14年4月1日	令和4年3月31日	平成14年4月	令和4年3月	20年	0年0ヵ月	20年	1,800,000円	12ヵ月

平均標準給与月額	事由	給付金明細		
		給付率	一時金選択割合	一時金額
150,000円	第1号退職	21.00	100%	3,150,000円

(一時金支払明細)

送金内容		送金額	給付日	送金先
送金額	給付日			
3,150,000円	令和4年5月25日	銀行振込 三井住友信託銀行 普通 0123***	白壁支店	

※個人情報

(0000004)

支給総額 3,150,000円	
本人掛金累計額 1,116,000円	源泉徴収票の「支払金額」 2,034,000円

前年度番号	年分	退職所得の源泉徴収特別徴収票			
—	—	住所又は居所	名古屋市〇〇区〇〇町一丁目50番		
支払を受ける者	年1月1日の住所	同上			
氏名	(役職名)	愛知 太郎			
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分	2,034,000	0	0	0	
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分					
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日		
800万円	20年	平成14年4月1日	令和4年3月31日		
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地	名古屋市〇〇区〇〇一丁目〇番			
	氏名又は名称	愛知福祉ホーム (電話) 052-1*3-4*6*			

[取扱いについて]